

平成30年度災害時等の応急復旧に関する 基本協定（電気通信部門）募集要項説明書

平成30年度川内川河川事務所管内における災害時等の応急対策に関する基本協定（電気通信部門）については、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 平成30年2月2日

2. 協定締結者

九州地方整備局 川内川河川事務所長 坂元 浩二
鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、川内川河川事務所の直轄管理区間及び災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）からの支援依頼に基づき、川内川河川事務所長の指示した場所において、災害の発生及び災害の発生が予測される場合若しくは光通信伝送施設等に被害が発生した場合に、被災施設の早期復旧等の災害対応を的確に図るため、あらかじめ特定の企業と協定を締結することにより、流域住民等の安全確保及び社会経済に与える影響を最小限とすることを目的としたものである。

(2) 協定対象区間及び選定予定者数等

1) 協定対象区間は、川内川河川事務所直轄管理区間とする。また「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から支援依頼があった場合及び川内川河川事務所長が判断した場合には、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体等）も協定の対象とする。

2) 出張所毎の管理区間については、下表のとおりとする。

管轄出張所	河川名・延長	市町村・延長
川内出張所直轄管理区間	川内川本川 26.85km	薩摩川内市 計 30.75km
	八間川 0.6km	
	隈之城川 2.0km	
	樋渡川 1.3km	
宮之城出張所直轄管理区間	川内川本川 22.25km	さつま町 計 22.25km
	(鶴田ダム管理区間を含まず)	
菱刈出張所直轄管理区間	川内川本川 35.84km	伊佐市 湧水町 計 44.14km
	羽月川 7.5km	
	綿打川 0.8km	

京町出張所直轄管理区間	川内川本川	16.96 km	えびの市 計
	長江川	1.6 km	

※ 各出張所の直轄区間毎に2者程度を選定予定。

(3) 実施内容

- 1) 本協定の応急復旧内容は光通信伝送施設（光ケーブル及び光伝送施設等）に関する応急復旧対策とする。
- 2) その他、緊急的な対応の必要が生じた場合の出動。

(4) 基本協定の期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日までの期間

4. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局における通信設備工事の平成29・30年度の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成14年度以降に元請けとして、屋外に敷設した光ケーブル工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
なお、当該実績が地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。
- (5) 九州地方整備局（港湾・空港部及び港湾・空港関係事務所を除く）の発注した通信設備工事のうち平成25年4月1日以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事にかかる工事成績評定表の評定点の平均が65点以上であること。
- (6) 次に掲げる配置予定（主任）技術者を有すること。
建設業法第7条第2号イからハまたは第15条第2号イからハに掲げる者
- (7) 配置予定（主任）技術者は、主たる勤務地から本協定締結を希望する出張所まで、2時間程度で到着できること。
また、作業員や資機材等の出動が可能である主たる応急復旧対策基地が、その所在地から本協定締結を希望する出張所まで2時間程度で到着できること。
なお、移動経路については、一般道又は高速道路のどちらを利用してもかまわない。

各出張所の所在地については、次のとおりとする。

- ・ 川内川河川事務所 川内出張所 鹿児島県薩摩川内市天辰町 8 1 4
- ・ 川内川河川事務所 宮之城出張所 鹿児島県薩摩郡さつま町虎居 8 6 8 - 1
- ・ 川内川河川事務所 菱刈出張所 鹿児島県伊佐市菱刈川南 7 8 - 1
- ・ 川内川河川事務所 京町出張所 宮崎県えびの市大字向江 1 0 0 8 - 9

(8) 光ファイバーケーブル工事技能認定又は光ファイバーケーブル管理技術者認定を取得している作業員を有すること。

(9) 協定締結参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から締結業者決定までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 2 9 日付け建設省厚第 9 1 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(11) 下記に示す基本主要機材の調達ができること。

但し、接続・試験車が調達出来る場合には、融着器、パルス試験器、光ロス試験器の全てが調達出来るものとみなす。

基本主要機材： 融着器、パルス試験器、光ロス試験器

5. 技術資料等の総合的な評価に関する事項

(1) 評価項目

次表の各評価項目について、評価内容に基づき評価する。

評価項目	評価内容	ウエイト
① 光ケーブル工事の実績（企業） （様式-2）	（参加資格としての施工実績確認。 光ケーブル工事の施工実績が記載されていないもの又は、施工実績が確認出来ないものについては、欠格とし選定しない。）	
② 企業の工事成績	九州地方整備局及び同管内事務所管内における過去 4 年 + 当該年度に完成した直轄工事の平均点について評価する。 なお、直轄工事がある場合において、その平均点が 6 5 点未満の場合には、欠格とし選定しない。但し、直轄工事の実績が 1 件も無い場合においては欠格とはしない。	2 0
① 応急復旧対策基地の位置 （様式-3）	応急復旧対策基地の位置から本協定締結を希望する出張所までの到達時間に応じて評価する。 なお、配置予定（主任）技術者又は応急復旧対策基地から本協定締結を希望する出張所までの到達時間が、2 時間程度を超える場合には、欠格とし選定しない。	2 0
② 重点的に配慮すべき事項 （様式-4）	応急復旧対策を緊急的に実施する為に、応急復旧要請から応急復旧対策完了までにおける重点的に配慮すべき事項（施工条件、施工体制、施工手順（資材調達、手法、安全対策）、その他有益な事項等）の記載内容について評価する。	2 0

<p>③ 有資格技術者数等 (様式-5)</p>	<p>有資格技術者毎の人数に応じて評価する。 なお、評価する資格は次のとおりとし、光ファイバーケーブル工事技能認定又は光ファイバーケーブル管理技術者認定を取得している作業員を有していない場合には、欠格とし選定しない。</p> <p>① 技術士 ② 電気通信主任技術者 ③ 情報配線施工技能検定 ④ 光ファイバーケーブル工事技能認定 ⑤ 光ファイバーケーブル管理技術者認定 ⑥ 監理技術者資格者</p>	<p>20</p>
<p>④ 資機材等の調達 (様式-6)</p>	<p>調達出来る資機材の種類数と調達能力に応じて評価する。 なお、評価する資機材の種類は、次のとおりとし、融着器、パルス試験器、光ロス試験器が調達出来ない場合、或いは、接続・試験車が調達出来ない場合には、欠格とし選定しない。</p> <p>① 高所作業車 ② 建柱車 ③ トラック ④ 接続・試験車 ⑤ 融着器 ⑥ パルス試験器 ⑦ 光ロス試験器 ⑧ 試験用コネクタ ⑨ クロージャー</p>	<p>10</p>
<p>⑥ 災害協定等の締結及び出動実績 (様式-7)</p>	<p>過去4カ年+当該年度における災害協定等（本協定と目的が同一なもの）の締結実績及び出動実績を評価する。</p>	<p>10</p>

(2) 決定方式

参加者は、提出された技術資料等を評価基準に従い、総合的に評価し決定する。

6. 本基本協定に関する担当部局

〒895-0075 鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号

国土交通省九州地方整備局 川内川河川事務所 調査課

担当：専門職（内線 280）

電気通信係長（内線 282）

電話番号：0996-22-3359

7. 資料の作成及び提出

(1) 本基本協定に参加希望者は、下記のとおり申請書及び技術資料等を提出するものとする。

1) 参加要項、申請書（様式-1）及び技術資料（様式-2～4）及び参考様式の
 入手先：

川内川河川事務所ホームページ（記者発表）に掲載する。

ホームページアドレス：<http://www.qsr.mlit.go.jp/sendai/>

2) 提出資料：

申請書（様式-1）及び技術資料等（様式-2～4並びに添付資料）、参考様式

3) 提出期間：

平成30年2月2日(金)～平成30年3月2日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで

4) 提出場所：

上記6. に同じ。

5) 提出方法：

持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出すること。但し郵送する際は表封筒に『災害時等基本協定の締結(電気通信部門)』に係る協定締結参加資格確認申請書別添資料在中」と明記する。)。

6) その他：

申請書及び技術資料等の作成にあたっては、次のことに留意すること。

- ① 申請書には「会社の代表者印」を押印すること。
- ② 平成29・30年度の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書の受付日、工事種別及び営業所等の住所が分かる写しを添付すること。

(2) 申請書は、様式により作成すること。

(3) その他

- 1) 申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 2) 当職は、提出された申請書及び技術資料等を、参加資格の確認・評価以外に提出者に無断で使用しない。
- 3) 提出された申請書及び技術資料等は、返却しない。
- 4) 提出期限以降における申請書及び技術資料等の差し替え及び再提出は認めない。
- 5) 申請書及び技術資料等に関する問い合わせ先は、6. に同じ。
- 6) 支店等営業所の確認

協定締結参加資格条件に定める支店等営業所(建設業法第3条第1項に基づく営業所(本店を除く。))が所在することにより協定締結参加資格を有することに該当する場合、当該協定締結参加資格を有することをもって締結に参加し、協定締結者となった者は、協定締結決定通知後、協定書締結までに、当該支店等営業所に関する以下の資料を提出する。

ア) 建設業許可申請書の『別紙2(1)』もしくは『別紙2(2)』

イ) 営業所の所在及び活動状況を示す資料(資料提出前3ヶ月分の電気、水道料金の使用量のお知らせの写し)

なお、建設業許可申請書の住所と水道料金の使用量のお知らせの住所が異なる場合は、営業所の賃貸借契約書の写し、又は不動産登記簿の写し。

8. 選定結果の通知

(1) 平成30年3月15日迄に選定の結果をFAXにて通知する。

(2) 選定結果について質問がある場合は、担当部局に対し次により説明を求めることができる。

- 1) 提出期限： 平成30年3月23日(金) 17時00分
- 2) 提出場所： 上記6. に同じ。
- 3) 提出方法： 書面(様式は自由)を提出場所に持参するものとする。

(3) 担当部局は、説明を求められたときは、平成30年3月28日(水)までに、説明を求めた者に対し書面にて回答する。

9. 技術資料等説明書に対する質問

(1) この技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

1) 提出期間：

平成30年2月2日(金)～平成30年2月23日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで

2) 提出場所： 上記6. に同じ。

3) 提出方法： 書面(様式は自由)を提出場所に持参するものとする。

(2) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

1) 期 間：

平成30年2月2日(金)～平成30年2月27日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで

2) 場 所： 上記6. に同じ。

10. 評価結果の無効

提出した申請書において虚偽が発覚した場合、評価結果を無効とし、決定を取り消す。

11. 再苦情申立て

(1) 担当部局からの理由等の説明に不服がある場合は、理由等の説明に係る書類を受け取った日から3日(休日を含まない。)以内に書面により、川内川河川事務所長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

(2) 再苦情申立ての受付窓口、受付時間

受付窓口： 〒895-0075 鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号

国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所

電話： 0996-22-3271 (代)

担当： 経理課長

(受付時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分)

12. その他

(1) 基本協定締結後、請負契約を行う協定締結者は、上記5(2)による評価順位の高い順に要請する。なお、優先順位については協定締結の際に示すものとする。

(2) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事等を実施する場合は速やかに工事等の請負契約を締結する。また、工事等の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

(3) 基本協定書に基づき施工業者等との工事等の請負契約を取り交わす時点において、施工業者等は法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

この際、同制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であることを条件とする。なお、同制度には工事現場単位で随時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し、保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、工事請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えないものとする。但し、基本協定を締結した場合でも災害等

の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。